

平成30年度

しが新事業応援ファンド助成金 応募要領

○応募受付期間 平成30年1月4日(木)から平成30年1月19日(金)15:00まで
(必着)
※土・日曜日、祝祭日は除く、受付時間は9:00から17:00まで
(ただし、最終日1月19日(金)のみ15:00まで)

○応募及び問い合わせ先

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部創業支援課 ファンド担当
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 (コラボしが21内)
電話 077-511-1412 FAX 077-511-1418 E-mail in@shigaplaza.or.jp
※ 提出書類は、上記応募先まで持参または郵送してください。

この応募要領は、当財団のホームページ (<http://www.shigaplaza.or.jp/josei/>) からダウンロードすることができます。

なお、この要領の記載事項以外の助成金交付にあたっての手続きにかかる詳細事項、事業実施中及び完了後に遵守すべき諸条件等については、助成対象事業の採択決定後に発行する通知書等によりお知らせします。

平成29年10月

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

目 次

1 事業の趣旨	P 2
2 助成対象事業者	P 2
3 助成対象事業	P 3
4 助成対象経費	P 4
5 助成額・助成率・助成期間	P 6
6 応募方法	P 6
7 選考方法	P 7
8 助成事業者の義務	P 8
9 助成金の支払いについて	P 9
10 その他留意事項	P 9

【別記1】

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者とは」 P10

【別記2】

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年(十二月十一日)法律第百四十七号）」の抜粋 P11

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年(五月二十六日)政令第百八十二号）」の抜粋

【別記3】「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第4条に基づく地域産業資源の指定について」（滋賀県平成25年5月）の抜粋 P13

【（別冊）提出書類様式】

- ① しが新事業応援ファンド助成金事業計画書（別記様式第1号）
- ② 事業者等の概要（別紙1）
- ③ 事業実施計画（別紙2）
- ④ 助成対象経費の内訳及び資金計画（別紙3）
- ⑤ 3か年間の経営計画（別紙4）
- ⑥ 共同申請者の概要（別紙5） （※中小企業者のグループ申請の場合のみ）
- ⑦ 代表企業選定報告書（別紙6） （※中小企業者のグループ申請の場合のみ）

しが新事業応援ファンド助成金交付事業

1 事業の趣旨

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下、「プラザ」という。）は、地域ブランド力の強化及び地域経済の活性化を図るため、しが新事業応援ファンド（以下、「ファンド」という。）の運用益を活用し、県内の中小企業者等が実施する本県の地域資源を活用した新たな事業、とりわけ消費者の「感動」や「共感」を得る新事業の創出に対して重点的に支援を行います。

2 助成対象事業者

この事業における助成金の交付の対象となる事業者（以下、「助成事業者」という。）は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とします。

ただし、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくない者(*1)及びその者を含むグループ等はこの助成事業に応募することはできません。

- (1) 滋賀県内において創業を行う者(*2)または滋賀県内に主たる事業所等を有する中小企業者(*3)及び中小企業者のグループ(*4)
- (2) 中小企業者以外の者でNPO法人(*5)や農事組合法人、任意グループ等滋賀県内において自ら事業を行う者
- (3) (1)への支援事業を行う者として知事が認める者(*6)

[注記]

*1 助成金交付を受けるのにふさわしくない者とは、以下の者をいいます。

- ① 直近3事業年度の国税または地方税を完納していない者
- ② 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者 [詳細は別記1(P10)参照]

*2 創業を行う者とは、これから創業若しくは会社を設立する者とします。なお、助成金の交付申請書提出時までには次の①または②のいずれかの手続きを完了した者を含みます。

- ① 個人事業者の場合は、税務署に所得税法第229条に基づく個人事業の開業等届出書を提出すること。
- ② 法人事業者の場合は、法務局において法人設立登記を行うこと。

*3 この要領にいう「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条及び同法施行令第1条に規定する者とします。[詳細は別記2(P11)参照]

ただし、次のいずれかに該当する場合は、大企業とみなし、助成対象から除きます。

- ① 発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- ③ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼ねている法人

*4 「中小企業者のグループ」とは、公募事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、代表者の選定を行うとともに、規約等を定めるなど、組織運営のルールを定めていただきます。

*5 NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体とします。

*6 (1)への支援を行う者として知事の認める者とは、以下のとおりとします。

- ① 中小企業地域資源活用促進法の適用範囲となる次の者
 - ・ 企業組合、協業組合
 - ・ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
 - ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
 - ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
 - ・ 森林組合、森林組合連合会
 - ・ 商工組合、商工組合連合会
 - ・ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
 - ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
 - ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
 - ・ 鉱工技術研究組合
- ② 社団法人及び財団法人（民法第34条）
 - 一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）
 - 公益社団法人及び公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）
- ③ 商工会及び商工会連合会（商工会法）、商工会議所（商工会議所法）
- ④ 中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法）
- ⑤ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条）
- ⑥ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

3 助成対象事業

(1) 地域資源活用新商品・新サービス開発事業

「2 助成対象事業者」の(1)、(2)に規定する者が行う地域資源(*1)を活用した新たな商品・サービスの開発を図る事業のうち、次の取組みとします。

- ① 調査研究など、企画検討の取組み
- ② 研究開発や試作開発などの取組み

(2) 地域資源活用新商品・新サービスの販路開拓事業

前号に規定する地域資源(*1)を活用した新たな商品・サービスの開発を終了した事業者が、新たな販路の開拓または販路の拡大を図る取組みとします。

(3) 地域資源活用促進支援事業

「2 助成対象事業者」の(3)に規定する者が行う地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を行う中小企業者等への支援事業とします。

[注記]

*1 この要領にいう地域資源とは、次に掲げるものとします。

- ①農林水産物
- ②鉱工業品または、その生産に係る技術
- ③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

4 助成対象経費

助成事業の実施に直接必要な経費として下記に掲げるものとし、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって明確に識別できるものとします。

なお、人件費、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書等作成のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

(1) 「3 助成対象事業」の(1)の①の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	・ 調査等委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費
事業費	・ 研修費 ・ 会場費 ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(2) 「3 助成対象事業」の(1)の②の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

試作品製作費 * 試作品の開発や実験等に 必要なものに 限る	・ 原材料費（仕入れと見なされるものは除く） ・ 機械装置または工具器具等購入費（汎用性が高く、使用目的が特定されないものを除く） ・ 借損料（機械装置のレンタル料、リース料） ・ 設備の製造・改良・加工料 ・ 通信運搬費（試作品製作費にかかる送料）
委託費	・ デザイン、技術コンサルタント、設計、外注加工、実験・分析、試作品の開発等を委託する委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費、従事者旅費

事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修費 ・ 会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料） ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ ホームページ作成費（研究開発・試作品開発にかかるもの） ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの
-----	---

(3) 「3 助成対象事業」の(2)の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケティング調査や広報に係る委託費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料） ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ 広告宣伝費 ・ ホームページ作成費 ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(4) 「3 助成対象事業」の(3)の支援事業に関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等委託費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費

事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場費 ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ ホームページ等作成費 ・ 広告宣伝費 ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの
-----	---

(5) 留意事項

- ① 上記(2)の試作品製作費で取得することができる原材料や機械装置または工具器具等は、研究開発や試作開発に必要なものに限定し、生産ラインや販売用として使用することはできません。
- ② 委託費は、助成事業の大部分や技術開発等の中核をなす部分を外注することは認められません。
- ③ 謝金について、特許出願等の相談・指導にかかる弁理士など外部専門家に対する経費は謝礼までとし、出願手数料、審査請求料、登録料等は対象となりません。
- ④ 上記(4)のパンフレット・ホームページ等作成費、広告宣伝費は、地域ブランド等を広報宣伝するものであって、新商品等の広告、宣伝等などは対象となりません。

5 助成額・助成率・助成期間

助成額・助成率・助成期間については、次のとおりとします。なお、複数年にわたる事業の場合も、次年度審査を受けていただくこととなります。

また、事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額させていただく場合があります。

助成対象事業	助 成 額	助成率	助成期間
「3 助成対象事業」の(1)に規定する事業	上限300万円/1年	1/2以内または2/3以内(*1)	1年以内(*3)
「3 助成対象事業」の(2)に規定する事業	上限200万円/1年	1/2以内または2/3以内(*1)	1年以内(*3)
「3 助成対象事業」の(3)に規定する事業	上限100万円/1年	1/2以内	1年以内(*3)

[注記]

- *1 中小企業地域資源活用促進法に基づく本県の指定する地域産業資源を活用する事業であって、審査委員会が認めるものは、助成率3分の2以内を適用します。[詳細は別記3(P13)参照]
- *2 「2 対象事業者」の(2)に規定する者への助成総額は、各年度の助成総額の3割未満とします。
- *3 平成30年度の助成金の交付対象期間は、交付決定の日（平成30年4月1日を予定）から1年以内とします。また、この事業は平成30年度で終了するため、対象期間は平成30年11月30日までとします。

*4 助成金の額は原則として千円単位とします。

6 応募方法

次の提出書類に必要事項を記入の上、下記まで持参していただくか、郵送により提出してください。

記

〒520-0806 大津市打出浜2-1 (コラボしが21内)

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 ファンド担当

電話：077-511-1412 FAX：077-511-1418 E-mail：in@shigaplaza.or.jp

(1) 提出書類

- ① しが新事業応援ファンド助成金事業計画書（別記様式第1号）
- ② 事業者等の概要（別紙1）
- ③ 事業実施計画（別紙2）
- ④ 助成対象経費の内訳及び資金計画（別紙3）
- ⑤ 3か年間の経営計画（別紙4）
- ⑥ 共同申請者の概要（別紙5） （※中小企業者のグループ申請の場合のみ）
- ⑦ 代表企業選定報告書（別紙6） （※中小企業者のグループ申請の場合のみ）

（添付書類）

- ・ 事業主体の沿革が分かる資料（事業や法人を紹介するパンフレット等）
- ・ 個人の場合は住民票記載事項証明書、法人の場合は登記事項証明書と定款、それ以外の場合は登記事項証明書と定款または寄付行為
- ・ 任意グループの場合は、代表者の住民票記載事項証明書及び規約等組織の概要がわかる書類
- ・ 既に事業活動を行っている者は、直近三期分の事業報告書、決算書（創業者にあっては、事業計画書、資金繰り表）

- ※ 提出書類は①～⑦の順に整列し、すべての書類に通し頁番号を付して、1部提出してください。各様式において、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるかまたは別紙を添付するなどして、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ※ 上記以外に補足説明資料を添付される場合は、様式は自由ですが、A4判の大きさに綴じ込みできるようにしてください。
- ※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募受付期間

平成30年1月4日(月)から平成30年1月19日(金) 15:00まで(必着)

※ 土・日曜日、祝祭日は除く、受付時間は9:00から17:00まで(ただし、最終日のみ15:00まで)

7 選考方法

(1) 審査委員会

選考は、プラザに設置された「しが新事業応援ファンド助成金交付事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）を行うことにより助成対象事業を選考します。

(2) 審査の手順

① 事前審査

しが新事業応援ファンド助成金事業計画書（以下「計画書」という。）を受理するにあたり、応募要件及び必要提出書類が充足しているか形式的な審査を行います。また、応募受付後、審査委員会までの間に、事業計画に関する聞き取り調査または現地調査等を行う場合があります。

② 一次審査

審査委員会による書類審査を実施します。

③ 二次審査

一次審査を通過した申請者については、第二次審査として審査委員会においてプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングを行います。

(3) 採択基準

助成事業は、創出される商品・サービスについて、次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを、予算の範囲内で採択するものとします。

① 事業化の実現性が高いこと

② 需要が見込まれ、域外市場での拡大の可能性を有していること

③ 市場性が見込まれること

④ 新規性、革新性が高いこと

⑤ 競争力が高いと見込まれること

⑥ デザインの質が高く、メッセージ性があるなど、消費者の感動・共感を生み、生活の質を向上させるなどの要素を有していること

⑦ 地域経済への波及効果が見込めること

(4) 審査結果

審査の結果については、一次審査、二次審査終了ごとに書面にて通知いたします。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 公表

採択された事業計画については、事業主体名、事業名、事業概要、助成金額等について、公表させていただきます。

(6) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、助成金の交付決定を行います。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

8 助成事業者の義務

助成事業者は、次の事項等を遵守していただきます。

(1) 交付決定後に、助成対象経費の経費区分ごとの配分の変更（2割以内の増減を除く）または事業内容の変更をしようとする場合若しくは事業を中止または廃止しようとする場合は、事前にプラザの承認を得てください。

(2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにプラ

ザに報告してその指示を受けてください。

- (3) 助成事業の実施期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- (4) 助成事業が完了した場合または事業完了期限が到来した場合または中止(廃止)の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日までに、実績報告書をプラザに提出していただきます。
- (5) 助成事業終了後はその成果の事業化に努め、平成30年度まで毎年4月10日までに、事業成果をプラザに報告していただきます。
- (6) 助成事業により取得または効用の増加した財産については、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ってください。
また、当該財産を処分する場合は、事前にプラザの承認を得ることとし、この場合において、当該財産を処分したことによって得られる収入があるときは、その収入の全部又は一部をプラザに納付していただく場合があります。
- (7) 助成事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を助成事業が完了した日の属するプラザの会計年度の終了後5年間保存してください。
- (8) 助成事業の適正を期すため、事業の実施期間中及び完了後において、必要に応じて、助成事業者による事業の実施状況の報告を求め、助成事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し若しくは関係者に質問する場合があります。
- (9) 助成事業の実施結果の事業化または成果の供与により収益が生じたと認めるときは、助成事業者に対し、交付した助成金の全額または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。
- (10) その他、しが新事業応援ファンド助成金交付要領及び交付決定通知書において定める条件等を遵守してください。

9 助成金の支払いについて

この助成金は、原則として、事業完了の確認後に精算の上支払います。この場合、助成事業終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、助成金を交付いたします。

10 その他留意事項

- (1) 助成金交付申請手続きを円滑に進めるため、事業計画書等申請書類の提出前に、できる限り事前協議をお願いします。
- (2) 同一の内容の事業で、国や県の補助金等（以下、「国庫補助金等」という。）の交付を受けている場合、または受けることが決定している場合は、この助成金に応募することはできません。

また、この助成金以外の国庫補助金等について申請中又は申請予定の場合は、その旨を必ず事業計画書に記載してください。この場合においても、この助成事業に応募した後に国庫補助金等を受けることが決定した場合には、この助成金を受けることはできません。

【別記1】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者とは下記のとおり。

- 1 自己または自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。以下同じ。）
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

【別記2】

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年（十二月十一日）法律第四百七号）」の抜粋
（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年（五月二十六日）政令第百八十二号）」の抜粋
（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の

構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

【別記 3】

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第4条に基づく
地域産業資源の指定について

滋賀県

平成 29 年 6 月

1. 地域産業資源の内容

本県において、中小企業による事業を促進する意義があると考えられる地域産業資源は以下のとおりである。

なお、地域産業資源の内容を定めるに当たっては、下記の考え方を基本とし、市町、商工会、商工会議所、農業協同組合、観光協会およびこれらの県域組織、中小企業団体中央会等の推薦を踏まえて地域産業資源の指定を行った。

地域産業資源の内容を定めるための基本的な考え方

(「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」より)

- ・ 「農林水産物」「鉱工業品及び当該鉱工業品の生産に係る技術」「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源」の三類型のいずれかに該当すること。(※農林水産物の加工品は「鉱工業品」に区分する。)
- ・ 地域の中小企業が現に又は潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。
- ・ 他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

(1) 農林水産物

〔62件(既指定済み61件)〕

名称	地域産業資源に係る地域
愛彩菜	草津市
あいとう梨	東近江市
愛東ぶどう	東近江市
あいとうメロン	東近江市
あおばな(青花)	草津市
赤丸かぶ	米原市
朝宮茶	甲賀市
安土信長葱	近江八幡市
アドベリー(ボイズンベリー)	高島市
伊吹在来そば	米原市
伊吹大根	米原市
永源寺の桑	東近江市
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	県下全域
近江の伝統野菜	県下全域

<p>近江八幡市水郷ブランド農産物</p> <p>(かぶら、北之庄菜、大根、蓮根、人参、玉ねぎ、さつまいも、じゃがいも、里芋、山芋、ごぼう、青菜類(春菊、水菜、壬生菜、小松菜、ほうれん草、レタスその他青菜類)、花菜、ねぎ、キャベツ、白菜、ブロッコリー、なす、かぼちゃ、きゅうり、青唐、うり、枝豆、実えんどう、さやえんどう、さやいんげん、トマト、ピーマン、にんにく、アスパラガス、スイートコーン、いちご、柿、栗、スイカ、ぶどう、メロン、桃、さくらんぼ、梅、梨、いちじく、マンゴー、ゆず)</p>	<p>近江八幡市</p>
<p>近江米</p>	<p>県下全域</p>
<p>環境こだわり農産物</p> <p>(小豆、水稲、そば、大豆、はとむぎ、麦、赤かぶ、アスパラガス、いちご、いんげん、うど、うり、えだまめ、大かぶ、かぼちゃ、かんぴょう、キャベツ、きゅうり、こかぶ、こまつな、ごぼう、さつまいも、さといも、さんとうさい、しそ、しゅんぎく、しろな、じゃがいも、すいか、スイートコーン、たまねぎ、たらの芽、だいこん、チンゲンサイ、とうがらし類、トマト、なす、なばな、にんじん、にんにく、ねぎ、ハーブ、はくさい、葉だいこん、ひのな、ピーマン、ふき、ブロッコリー、ほうれんそう、まくわうり、実えんどう、</p>	<p>県下全域</p>

みずな、みつば、ミニトマト、みぶな、みょうが、メロン、ヤーコン、やまのいも、よもぎ、ルッコラ、レタス、わさびな、いちじく、うめ、かき、くり、さくらんぼ、なし、パッションフルーツ、ぶどう、ベリー類、もも、ゆず、あおばな、桑、茶、なたね、きく、ストック、ばら、ゆり、いね科牧草、混播牧草、飼料用稲、ソルガム、トウモロコシ)	
北之庄菜	近江八幡市
北山茶	日野町
草津メロン	草津市
原木椎茸	高島市
小泉紅かぶら	彦根市
こうら米	甲良町
古代米	近江八幡市
金勝産森林認証材	栗東市
滋賀羽二重糯	甲賀市
篠原糯	野洲市
下田なす	湖南市
セタシジミ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
そば	高島市
山菜(山ウド、タラの芽)	高島市
蓼	野洲市
土山茶	甲賀市
菜の花	守山市
ニジマス	米原市
秦荘やまいも	愛荘町
ハヤトウリ	愛荘町
彦根アスパラガス (彦根ホワイトアスパラ、彦根グリーンアスパラ)	彦根市
彦根梨	彦根市
彦根りんご	彦根市

日野菜	日野町
琵琶湖からすま蓮根	草津市
びわ湖材	県下全域
琵琶湖産鮎	県下全域
琵琶湖産アユの養殖アユ	県下全域
琵琶湖産魚介類 (ビワマス、アマゴ、サツキマス、アユ、ワカサギ、タモロコ、ホンモロコ、スゴモロコ、デメモロコ、ビワヒガイ、ニゴイ、コウライニゴイ、カマツカ、ゼゼラ、ヨドゼゼラ、モツゴ、ウグイ、オイカワ、ハス、ワタカ、ギンブナ、ニゴロブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、タナゴ類、ドジョウ類、ナマズ、イワトコナマズ、ビワコオオナマズ、ギギ、ウナギ、ヨシノボリ類、イサザ、ウツセミカジカ、シジミ、タニシ類、イシガイ類、エビ類、スッポン)	県下全域
琵琶湖のヨシ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
琵琶湖八珍	県下全域
びわサーモン(養殖ビワマス)	県下全域
ビワパール	大津市、草津市、守山市、近江八幡市、長浜市、高島市
政所茶	東近江市
万葉の植物「ムラサキ」	東近江市
南浜ぶどう	長浜市
むべ	近江八幡市
もち麦	近江八幡市
もりやまのばら	守山市
守山メロン	守山市
ヤーコン	高島市
余呉湖のわかさぎ	長浜市
余呉のエゴマ	長浜市

[50音順]

(2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

〔54件（既指定済み52件）〕

名称	地域産業資源に係る地域
尼子そば	甲良町
伊吹もぐさ	長浜市
医療・健康機器	県下全域
永源寺のこんにやく	東近江市
近江雁皮紙	大津市
近江下田焼	湖南市
近江商人の食文化(泥亀汁・丁子麩のからし合え・ごま豆腐・うめご飯等)	東近江市
近江真綿	米原市
大津絵	大津市
飴金具	長浜市
鴨鍋	長浜市
木彫工芸品(上丹生の木彫り)	米原市
金属製品	草津市、栗東市
甲賀の酒	甲賀市
甲賀・日野の薬	甲賀市、日野町
甲良の地酒	甲良町
湖魚の食文化(湖魚のなれずし、湖魚の佃煮、アメノイオご飯)	県下全域
湖東麻織物(近江上布)	東近江市、彦根市、愛荘町、豊郷町
滋賀の地酒	県下全域
信楽焼	甲賀市
鯛そうめん	日野町
高島扇骨	高島市
高島綿織物(高島クレープ、高島楊柳、高島帆布、高島ちぢみ)	高島市
竹細工	近江八幡市
丁字麩	近江八幡市
つづれ織り	守山市
手描きカチン	甲賀市
丁稚羊羹	近江八幡市

電子機器	守山市、甲賀市
長浜のビール	長浜市
八幡赤こんにゃく	近江八幡市
八幡瓦(鬼瓦)	近江八幡市
八幡靴	近江八幡市
浜ちりめん	長浜市
浜仏壇	長浜市
はん用機械器具	彦根市
彦根バルブ	東近江市、日野町、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市
彦根仏壇	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市
彦根ファンデーション(下着・補正着)	彦根市
日野椀	日野町
ビロード	長浜市
プラスチック製品	大津市、草津市、甲賀市
ふくさ	守山市
鮒ずし	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市、竜王町
炭素・黒鉛製品	大津市
布帛・ニット縫製品	守山市
梵鐘	東近江市
水口かんぴょう	甲賀市
木珠(木製数珠)	近江八幡市
焼鯖そうめん	長浜市
湯葉(ゆば)	県下全域
ろくろ工芸品	長浜市
和楽器系(三味線系、琴系)	長浜市
和ろうそく	長浜市、高島市

[50 音順]

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

〔193件（既指定済み188件）〕

名称	地域産業資源に係る地域
あいとうマーガレットステーション	東近江市
アグリパーク竜王	竜王町
阿自岐神社庭園	豊郷町
安土城跡	近江八幡市
姉川上流山村地域	米原市
姉川古戦場	長浜市
粟津貝塚	大津市
伊崎寺の竿飛び	近江八幡市
石積みの門前町坂本	大津市
石場津の常夜燈	大津市
石山貝塚	大津市
石山寺	大津市
伊庭の水郷	東近江市
伊吹の里	米原市
伊吹山	米原市
今津町のザゼンソウ群落	高島市
岩間寺	大津市
ヴォーリス建築物	近江八幡市
浮御堂	大津市
馬見岡綿向神社	日野町
埋木舎	彦根市
永源寺桜	東近江市
生杉のブナ原生林	高島市
近江国庁跡	大津市
近江商人商家の町並み	近江八幡市
近江商人屋敷(金堂の町並みと川並地区)	東近江市
近江神宮	大津市
近江八幡の水郷	近江八幡市
近江母の郷	米原市
近江妙蓮(ハス)の群生地	守山市
近江日野商人の町並み	日野町
大沙川隧道	湖南市
大笹原神社	野洲市

大瀧神社	多賀町
大津祭	大津市
大溝城下町	高島市
大溝の水辺景観	高島市
沖島	近江八幡市
奥永源寺溪流の里	東近江市
奥びわスポーツの森	長浜市
雄琴温泉	大津市
小谷城跡	長浜市
お浜御殿 庭園	彦根市
尾上温泉	長浜市
オランダ堰堤	大津市
園城寺(三井寺)	大津市
鎌掛谷ホンシャクナゲ群落	日野町
海津大崎の桜並木	高島市
柏原宿	米原市
葛川明王院	大津市
金貝遺跡の神社遺構	東近江市
唐崎の松	大津市
烏丸半島のハスの群生	草津市
河内の風穴	多賀町
観音寺城跡	近江八幡市
木地師発祥の地	東近江市
木之本宿	長浜市
旧秀隣寺庭園	高島市
旧南郷洗堰	大津市
京極氏遺跡群	米原市
草津宿	草津市
菌神社	栗東市
朽木池の沢庭園	高島市
国指定史跡 草津宿本陣	草津市
グリーンパーク山東	米原市
黒壁ガラス館	長浜市
鶏足寺とその里山	長浜市
玄宮楽々園	彦根市
甲賀忍者発祥の地	甲賀市
荒神山古墳	彦根市
光徳寺	大津市

湖西の松林	高島市
湖東三山(西明寺、金剛輪寺、百濟寺)	甲良町、愛荘町、東近江市
湖東焼の窯元	彦根市
湖南三山(常楽寺・長寿寺・善水寺)	湖南市
湖北地域の十一面観音	長浜市
湖北水鳥公園	長浜市
古保利古墳群	長浜市
金勝寺	栗東市
こんぜの里りっとう	栗東市
斎王群行	甲賀市
西教寺	大津市
醒井宿	米原市
佐和山城跡	彦根市
塩津港遺跡	長浜市
塩野温泉・宮乃温泉	甲賀市
滋賀県醒井養鱒場	米原市
紫香楽宮跡	甲賀市
信楽焼の窯元	甲賀市
慈眼寺	守山市
賤ヶ岳(賤ヶ岳古戦場)	長浜市
清水山城館跡	高島市
十二坊温泉ゆらら	湖南市
祥瑞寺	大津市
白鬚神社	高島市
瑞石山 永源寺	東近江市
鈴鹿10座	東近江市
膳所城跡	大津市
せせらぎの里こうら	甲良町
瀬田唐橋	大津市
瀬田川	大津市
瀬田丘陵生産遺跡群	大津市
戦国大名藤堂高虎ふるさと館	甲良町
大通寺	長浜市
大門池	多賀町
高島市海津・西浜・知内の	高島市

水辺景観	
高島市針江・霜降の水辺景観	高島市
高島の古式水道(日吉山山水水道・市場)	高島市
多賀大社	多賀町
高宮宿・鳥居本宿(中山道宿場町)	彦根市
田川カルバート	長浜市
建部大社	大津市
建部大社船幸祭	大津市
多羅尾代官陣屋跡	甲賀市
太郎坊宮(太郎坊阿賀神社)	東近江市
竹生島	長浜市
中央分水嶺・高島トレイル	高島市
長命寺	近江八幡市
都久夫須麻神社	長浜市
葛籠尾崎湖底遺跡	長浜市
手織りの里 金剛苑	愛荘町
東海道 石部宿	湖南市
東海道 土山宿	甲賀市
東海道 水口宿	甲賀市
陶芸の森	甲賀市
藤樹書院跡	高島市
藤堂高虎公出生地	甲良町
堂ノ上遺跡	大津市
富田人形	長浜市
中山道 武佐宿	近江八幡市
中山道 守山宿	守山市
長岡ゲンジボタルの生息地	米原市
長浜曳山まつり	長浜市
七曲がり仏壇街	彦根市
苗村神社	竜王町
西の湖	近江八幡市
西野水道	長浜市

布引焼の窯元	東近江市
梅花藻の群生地	米原市
白砂青松の近江舞子浜	大津市
白砂青松の真野浜	大津市
畑の棚田	高島市
八幡堀	近江八幡市
花しょうぶ通り	彦根市
春の古例大祭(多賀まつり)	多賀町
比叡山延暦寺	大津市
東近江大凧	東近江市
彦根城	彦根市
彦根城表御殿(彦根城博物館)	彦根市
日野曳山祭	日野町
兵主神社庭園	野洲市
日吉大社	大津市
日吉大社山王祭	大津市
比良暮雪	大津市
琵琶湖	県下全域
琵琶湖疏水	大津市
琵琶湖の伝統漁法	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
琵琶湖のヨシの群生地	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
びわこ文化公園	大津市
びわ湖遊覧船	大津市
敏満寺跡	多賀町
文芸の郷	近江八幡市
豊公園	長浜市
宝巖寺	長浜市
本福寺	大津市
米原宿	米原市
松尾寺史跡	米原市
丸子船	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
万灯祭	多賀町

御上神社	野洲市
三島池	米原市
水口岡山城	甲賀市
水口曳山祭	甲賀市
メタセコイア並木	高島市
守山ゲンジボタルの生息地	守山市
守山宿 町家 うの家	守山市
矢川神社	甲賀市
ハツ淵の滝	高島市
矢取地蔵	愛荘町
山門水源の森	長浜市
山本山・山本山城跡	長浜市
夢京橋キャッスルロード	彦根市
余呉湖	長浜市
横田の渡の常夜灯	湖南市、甲賀市
横山岳	長浜市
鎧堰堤	大津市
四番町スクエア	彦根市
櫛野寺	甲賀市
龍王寺	竜王町
霊仙山	米原市
霊仙三蔵記念堂	米原市
若宮神社	高島市
綿向山	日野町

[50音順]